県発注工事における社会保険等未加入対策について お 知 ら せ

岡山県土木部

平成28年10月1日以降に、入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う 工事から、元請業者が社会保険等未加入建設業者を相手方として下請契約を締結すること について、当該下請契約の請負代金総額にかかわらず、原則禁止することについては、同 年3月にお知らせしたところですが、その趣旨の徹底を図るため、改めてお知らせします。 なお、岡山県工事執行規則(昭和48年岡山県規則第61号)様式第1号(工事請負契 約書)についても、上記取扱いに合わせ改正する予定です。

【参考】現在の取扱い

平成27年10月1日以降に、入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事(工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(工事が建築一式工事の場合は4,500万円)以上になるものに限る。)から、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接締結するものに限る。)の相手方としないこととする。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ(http://www.pref.okayama.jp)から \rightarrow 画面左上の [\underline{a} 1 個で探す] を クリック \rightarrow [\underline{t} 1 を \underline{t} 2 を \underline{t} 3 を \underline{t} 4 を \underline{t} 5 を \underline{t} 6 を \underline{t} 7 を \underline{t} 8 を \underline{t} 9 を \underline{t} 9

【問合せ先】

入札・契約制度の見直しについて 土木部技術管理課技術指導班 TEL 086-226-7460

Q & A 集

- Q1 社会保険等とは何か。
- A1 社会保険等とは、健康保険(協会けんぽ、健康保険組合等)、厚生年金保険 及び雇用保険をいいます。
- Q2 国民健康保険組合に加入しているが、社会保険等未加入建設業者となるのか。
- A 2 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化したとき、又は常時使用する従業者が5人以上に増加したときに、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることとなることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細については、年金事務所などに確認願います。

【参考:国土交通省ホームページ】

協会けんぽへの加入と国保組合への加入に係る国の事務連絡

- Q3 社会保険等未加入対策とは、どのようなものか。
- A3 平成27年4月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼 を行う工事から、社会保険等の加入の義務を果たしていない建設業者について は、入札への参加資格を認めない取組みを行っています。

また、平成27年10月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事から、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上である場合においては、当該下請契約の相手方となる一次下請負人(建設業許可を有する者に限る。)が社会保険等の加入の義務を果たしていなければ、下請契約の相手方とすることを制限しています。

さらに、平成28年10月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事からは、下請契約の請負代金の額にかかわらず、同様の制限を行います。

Q4 下請負人が社会保険等に加入しているかどうかは、どのように確認を行えば 良いか。 A 4 経営事項審査の受審状況により確認方法が異なります。なお、適用除外は、 労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負 人は、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【経営事項審査を受審している場合】

有効期間にある経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」と表示されていることで、確認が行えます。

【経営事項審査を受審していない場合】

社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認が行えます。 健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書(申請)書」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

雇用保険

「領収済通知書」及び「雇用保険資格取得等確認通知書」又は「雇用 保険被保険者証」

- Q5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。
- A 5 建設業許可を必要とする者のうち、社会保険等の加入が義務付けられていない、いわゆる適用除外となる建設業者については、入札へ参加すること、下請契約の相手方として排除されることはありません。
 - 一例として、雇用保険制度では、一人親方で被保険者となる労働者が 0 人である場合は雇用保険の加入義務はなく、入札へ参加すること、下請契約の相手方となることは可能です。

なお、社会保険等の詳細な加入要件については、年金事務所などに確認願います。

- Q6 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何か。
- A 6 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5 人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、次に掲げる者については適用除外となり加入義務はありません。

- (1) 65歳に達した日以降に新たに雇用される者
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者や、同一の事業主に31日 以上雇用されることが見込まれない者
- (3) 一人親方で被保険者となる労働者が0人である場合

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容については、

年金事務所などに確認願います。

- Q7 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請負人との契約が禁止されるのか。
- A 7 概ね7日以内で提出を求める未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面(以下「理由書面」という。)が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に未加入建設業者が社会保険等に加入することを条件として、例外的に認められます。
- Q8 一次下請負人が、建設業許可を受けることを要しない場合においても、その 者との契約が禁止されるのか。
- A8 県が受注者と締結する工事請負契約により、受注者が直接締結する下請契約 について、当該下請契約の請負金額にかかわらず、建設業許可を有する未加入 の下請負人との契約を禁止しています。

建設業許可を受けることを要しない一次下請負人については、工事請負契約の禁止事項の対象でありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から必要な措置をとっていただく必要があります。

- Q9 なぜ、建設業許可を受けることを要しない一次下請負人との契約が禁止されていないのか。
- A9 この度は、企業単位で許可業者の加入率100%を目指し取組を行っている ことから、建設業許可を必要としない一次下請負人との契約を禁止していませ ん。
- Q10 一次下請負人が締結する二次以降の下請契約においても、未加入の下請負 人との契約が禁止されるのか。
- A10 県が受注者と締結する工事請負契約により、受注者が直接契約する下請契約について未加入の一次下請負人との契約を禁止しています。一次下請負人以外の下請負人については、契約上の禁止事項の対象でありませんが、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等に未加入であった場合は、建設業担当課へ通報します。

なお、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観

点から必要な措置をとっていただく必要があり、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において定められている元請企業の下請企業に対する指導等の責務を果たす必要があります。

【参考:国土交通省ホームページ】

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

- Q11 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。
- A11 県が設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)が必要される工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

なお、次に掲げる場合は、「特別の事情」に該当しません。

- 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・ 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合
- Q12 ペナルティーは具体的には、どの様な内容か。
- A 1 2 ① 制裁金の請求(受注者が建設業許可を有する社会保険等未加入建設業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額)
 - ② 指名停止
 - ③ 工事成績評定の減点
- Q13 当初は、社会保険等に未加入であった一次下請負人が社会保険等に加入した場合や、一次下請契約を解除した場合はどうなるのか。
- A13 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合、原則的には、ペナルティーの対象となりますが、一次下請契約の履行が全く行われていない場合において、一次下請負人が、社会保険等に加入したとき、又は一次下請契約の解除を行ったときは、ペナルティーの対象とはしません。

- Q14 当初は、社会保険等に加入済みとして施工体制台帳等が提出されたが、その後において、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者であったことが判明した場合はどうなるのか。
- A14 元請負人が確認した時点で、社会保険等が適用除外であった建設業許可を有する一次下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が生じた場合や、理由書面が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となりますので、元請負人にあっては、一次下請負の相手先選定に当たって、社会保険等の加入状況を十分に確認してください。

また、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、 元請負人にあっては、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断 して下さい。

- Q15 元請負人が確認した時点では、社会保険等が適用除外であった一次下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。
- A15 速やかに受注者に対し理由書面の提出を求める必要があります。なお、理由書面が提出され、発注者が指定する期間内に一次下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。
- Q16 社会保険等未加入建設業者である一次下請負人が、現場着手は行っていないが、一部契約の履行を行っていた場合はどうなるのか。
- A16 一部でも一次下請契約の履行が行われてるい場合は、理由書面が提出され、 未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の 特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象とな ります。
- Q17 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の 労働者の加入状況を確認するのか。
- A17 この度の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものであり、個々の労働者まで確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入する 必要があります。

- Q18 二次下請以下の未加入建設業者は、どのように取り扱われるのか。
- A18 建設業担当課に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われること となります。

また、受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において定められている元請企業の下請企業に対する指導等の責務を果たす必要があります。

【参考:国土交通省ホームページ】

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html